

令和3年11月15日制定

〔カードローン「ホームカードⅡ」当座貸越契約規定〕

株式会社かんそうしん（以下「保証会社」という。）の保証により、株式会社東日本銀行（以下「銀行」という。）と借主の間で行うカードローン「ホームカードⅡ」取引（以下「本取引」という。）に関する、銀行との当座貸越契約（以下「本契約」という。）の規定（以下「本規定」という。）について以下のとおり定めます。

第1条（本契約の申込みおよび成立）

1. 借主は、銀行および保証会社のホームページの申込画面に所定の事項を入力し銀行に送信する方法により、本契約を申込みします。なお、借主は、本契約の申込みおよび成立にあたり、銀行が指定する必要書類を提出又は提示するものとします。
2. 本契約は、銀行が借主から前項の申込みを受け、銀行および保証会社による所定の審査を経て銀行が申込みを応諾する旨を借主に通知し、借主が銀行所定の期間内に取引時確認手続きその他所定の手続きを行い、銀行が口座の開設手続きを完了した上で送付する専用のローンカードを借主が受け取ったことを銀行が確認し、口座開設日を契約日として成立するものとします。
なお、口座開設日は銀行任意の日とし、個別に借主への通知はいたしません。口座開設日（契約成立日）の確認が必要な場合は、借主から銀行へ照会するものとします。
3. 専用のローンカードが届かない場合やお受け取りいただけない場合は、本契約は成立いたしません。
4. 借主は、銀行が特に認めた場合を除き、本契約を重複して締結することはできません。

第2条（返済用口座）

1. 借主は、本取引にあたり、借主が本契約に基づき銀行に対して負担する一切の債務の返済、または返済金の精算等のために使用する借主名義の普通預金口座（以下「返済用口座」という）を取引店に開設するか、または 開設済みの場合はその口座を利用するものとします。
2. 返済用口座の開設は、銀行所定の方法によるものとします。

第3条（取引印）

本契約に使用する取引印は、返済用口座と同一の印を使用するものとし、返済用口座の印鑑票の印影を本契約の届出の印影とします。

第4条（取引方法）

1. 本取引はローンカードの使用による当座貸越取引とし、小切手・手形の振出あるいは引受は行わないものとします。
2. 前項にかかわらず、銀行が認めた場合に限り、銀行所定の方法により取引することができます。
3. 本取引における当座貸越は、前2項の取引により発生するものとします。
4. ローンカード、現金自動支払機および現金自動預入引出機の取扱については別に定める東日本銀行キャッシュカード規定「ホームカードⅡ」用によるものとします。

第5条（取引期限）

1. 本取引の期限は、契約成立日から1年後の応当月末日までとします。ただし、期限の前日までに当事者の一方から別段の意思表示がない場合には、更に1年間期限を延長し以降も同様とします。
2. 前項の期限を延長する時点で借主の年齢が満66歳に達している場合は、期限の延長は行わないものとします。
3. 期限の前日までに当事者の一方から期限を延長しない旨の申し出がなされた場合は、次のとおりとします。
 - (1) カードは取扱店に返却してください。
 - (2) 期限の翌日以降本取引による当座貸越は受けられません。
 - (3) 貸越元利金がある場合は期限までに貸越元利金全額を返済してください。
 - (4) 期限に貸越元利金がない場合は、期限の翌日に、本取引は当然に解約されるものとします。

第6条（貸越極度）

1. 本取引の貸越極度は、申込書記載金額（以下「極度額」という。）のとおりとします。銀行がやむを得ないものと認めて、この極度額を超えて当座貸越を行った場合もこの契約の各条項が適用されるものとします。
2. 銀行は、前項にかかわらず、取引の利用状況や審査等により、本取引の極度額を変更し、または新たな貸越を中止することができるものとします。この場合、銀行は、変更後の極度額及び変更日等の必要な事項を通知します。

第7条（貸越金利息等）

1. 本取引による貸越金の利息（本取引のため銀行が負担する保証会社の保証料相当額を含む。）は、付利単位を100円とし、毎月10日（当日が銀行の休日の場合は翌営業日、以下「返済日」という。）に前1ヵ月間の利息を銀行所定の利率、方法により計算のうえ貸越元金に組入れるものとします。
2. 銀行に対する債務を履行しなかった場合の損害金の割合は、年14%（年365日の

日割計算)とします。

- 金融情勢の変化、その他相当の事由がある場合には、利率および損害金の割合を一般に行われる程度のものに変更することができるものとします。
- 銀行は、銀行所定の基準により優遇した利率を適用することがあります。この場合、銀行は、いつでもその優遇した利率を変更し、またはその優遇した利率の適用を中止することができるものとします。

第8条（貸越利率の変更方法・時期）

- 借入内容に定める利率は、銀行所定の変動金利型住宅ローン金利を基準金利として、基準金利の変更に伴って引下げまたは引上げられることとします。ただし、金融情勢の変化、その他相当の事由により基準金利が廃止された場合には、基準金利に代え、一般に相当と認められる金利を基準金利とします。
- 貸越利率の引下げ幅または引上げ幅の算出は、基準金利の変更が行われる都度見直すものとし、変更前の基準金利と変更後の基準金利の差をもって貸越利率を引下げまたは引上げるものとします。
- 前項により借入利率を変更する場合、借入利率の適用開始日は、基準金利の変更が行われた日から最初に到来する返済日とし、その翌月の返済日から新利率適用による返済が始まるものとします。

第9条（約定返済）

- 本取引にもとづく毎月の約定返済額は、毎月の返済日前日の利用残高に応じて、次とおり行うものとします。

ご返済日の前日の利用残高	ご返済金額
50万円以内	1万円
50万円超～100万円以内	2万円
100万円超～200万円以内	3万円
200万円超～300万円以内	4万円

- 前項にかかわらず約定返済日の前日の貸越残高と前1ヵ月の利息の合計額が約定返済額に満たない場合には、貸越残高全額を返済するものとします。

第10条（貸越元利金などの自動支払）

- 借主は、第9条にもとづく約定返済のため、各返済日までに毎回の返済金相当額を返済用預金口座に預け入れるものとします。銀行は、各返済日に普通預金、総合口座通帳および同払戻請求書によらず返済用預金口座から払戻しのうえ毎回の返済にあてるものとします。

なお、預け入れが各返済日より遅れた場合でも銀行は同様の取扱いができるものとします。

2. 損害金についても前項と同様に返済用預金口座から払戻し、その支払にあてるものとします。
3. 返済用預金口座の残高が各返済日の約定返済額に満たない場合には、銀行はその一部の返済にあてる取扱いはしないものとします。

第11条（任意返済）

第9条による約定返済のほか、「東日本銀行キャッシュカード規定」に定める方法またはカードを銀行の店頭に提出して当座貸越勘定に直接入金する方法により随時に任意の金額を返済することができるものとします。なお、入金額が当座貸越残高を超える場合は、その超える金額は、返済用預金口座に入金するものとします。

第12条（費用の負担）

1. 借主に対する権利の行使または保全に関する費用は、借主が負担するものとします。
2. 借主は、この契約に要する収入印紙代を負担するものとします。
3. この借入に伴い借主が負担すべき収入印紙代、その他一切の費用について、借主は、予め借主の返済用預金口座に入金するものとします。
4. 銀行は、借主が負担すべき一切の費用について預金規定または当座勘定規定に関わらず、返済用預金口座から払戻し、その支払いにあてるものとします。借主は、預金通帳・預金払戻請求書の提出または小切手の振り出しはしません。

第13条（費用の自動支払い）

前条により借主が銀行に支払う費用のほか、銀行を通じて、銀行以外の者に支払う費用について、銀行は、返済用指定口座から払戻しのうえ、その支払いにあてることができます。

第14条（反社会的勢力の排除）

1. 借主は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約いたします。
 - （1）暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること。
 - （2）暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
 - （3）自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加

える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。

(4) 暴力団員等に対して資金を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。

(5) 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。

2. 借主は、自らまたは第三者を利用して次の各号の一つにでも該当する行為を行わないことを確約いたします。

(1) 暴力的な要求行為。

(2) 法的な責任を超えた不当な要求行為。

(3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為。

(4) 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて銀行または保証会社の信用を棄損し、もしくは業務を妨害する行為。

(5) その他前各号に準ずる行為。

3. 借主が、暴力団員等もしくは第1項各号のいずれかに該当し、もしくは前項の各号該当する行為をし、または第1項の規定にもとづく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明し、借主との取引を継続することが不適切である場合には、銀行から借主に対する請求によって、銀行に対する本債務の期限の利益を失い、直ちに債務を弁済します。

4. 前項の規定の適用により、借主に損害が生じた場合にも、銀行になんらの請求をしないものとします。また銀行に損害が生じたときは、借主がその責任を負うものとします。

第15条（期限前の全額返済義務）

1. 借主について次の各号の事由が一つでも生じた場合には、借主は、この契約による債務全額について、当然に期限の利益を失い、借入要項記載の返済方法によらず、直ちにこの契約による債務全額を返済するものとします。

(1) 借主が返済を遅延し、銀行から書面により督促しても、督促期限日までに遅延する返済額（損害金を含む。）を返済しなかったとき。

(2) 借主が住所変更の届出を怠るなど借主が責任を負わなければならない事由によって所在が不明となったことを銀行が知ったとき。

(3) 支払停止、または破産手続開始もしくは民事再生手続開始の申立があったとき。

(4) 借主が手形交換所または電子債権記録機関の取引停止処分を受けたとき。

(5) 借主の銀行に対する預金、その他銀行に対する債権について仮差押、保全差押または差押の命令、通知が発送されたとき。

(6) 保証会社から保証の中止または解約の申立があったとき。

2. 借主について次の各号の事由が一つでも生じた場合には、銀行から借主への請求によって、この契約による債務全額について期限の利益を失い、借入要項記載の返済方法によらず、直ちにこの契約による債務全額を返済するものとします。

(1) 銀行取引上の他の債務について期限の利益を失ったとき。

(2) 銀行との取引約定の一つにでも違反したとき。

(3) 借主が銀行に対する債務の一つでも期限に返済しなかったとき。

(4) 本取引に関し、借主が銀行または保証会社に虚偽の資料提供または報告をしたとき。

(5) 借主の振出または引受に係る手形の不渡りがあり、かつ、借主が発行記録における債務者である電子記録債権が支払不能となったとき（不渡りおよび支払不能が6か月以内に生じた場合に限る。）。

(6) 前各号のほか、借主の信用状態に著しい変化が生じるなど元利金（損害金を含む。）の返済ができなくなる相当の事由が生じたとき。

第16条（代位弁済）

第15条により本取引による一切の債務につき期限の利益を失ったにもかかわらず、直ちに債権を全額弁済しなかった場合、銀行が保証会社から代位弁済を受けても異議を述べません。

第17条（解約等）

1. 第15条各項の事由があるときは、銀行は、いつでも極度額を減額し、貸越取引を中止し、またはこの契約を解約することができるものとします。

2. 借主は、この契約が解約された場合は、直ちに銀行へローンカードを返却し、貸越元利金等を支払うものとします。

第18条（銀行からの相殺）

1. この債務の返済期限の到来にもかかわらず返済がない場合、または、第15条によって直ちにこの債務を返済しなければならない場合には、銀行は、貸越元利金等と借主の預金、その他の債権とを期限前でも相殺することができます。

2. 前項の相殺ができる場合には、銀行は、事前の通知および所定の手続を省略し、借主にかわり諸預け金の払戻しを受け、この債務の返済に充当することもできます。

3. 前項によって相殺する場合、債権債務の利息および損害金などの計算については、その計算期間を計算実行の日までとし、預金の利息は、その預金規定の定めによります。ただし、期限未到来の預金の利息は、期限前解約利率によらず約定利率により1年を365日とし日割で計算します。

第19条（借主からの相殺）

1. 借主は、この債務と支払期にある借主の預金、その他の債権とを債務の期限が未到来であっても相殺することができます。
2. 前項により借主が相殺する場合には、書面により相殺の通知をなし、その相殺通知と同時に預金、その他の債権の証書、通帳は届出印を押印して、銀行に提出するものとし、かつ、相殺計算をする日の7日前までに銀行へ相殺の予告をするものとします。
3. 第1項によって相殺をする場合には、債権債務の利息および損害金の計算期間は相殺計算実行の日までとし、預金の利息については預金規定の定めによります。

第20条（債務の返済にあてる順序）

1. この債務のほかに銀行取引上の他の債務がある場合に、銀行からの相殺をするときは、銀行は、どの債務との相殺にあてるかを指定することができ、借主は、その指定に対しては異議を述べないものとします。
2. この債務のほかに銀行取引上の他の債務がある場合に、返済または借主からの相殺をするときは、この契約に定めがある場合を除き、借主は、どの債務の返済または相殺にあてるかを指定することができます。借主が指定しなかったときは、銀行がどの債務の返済または相殺にあてるかを指定することができ、借主は、その指定に対して異議を述べないものとします。
3. 前項の借主の指定により債権保全上支障が生じるおそれがあるときは、銀行は、借主の指定にかかわらず担保、保証の状況等を考慮して、どの債務の返済または相殺にあてるかを指定することができます。
4. 前項によって銀行が指定する借主の債務については、その期限が到来したものとします。

第21条（代り証書等の差し入れ）

事変、災害等銀行の責めに帰すことのできない事情によって証書その他の書類が紛失、滅失または損傷した場合には、借主は、銀行の請求によって代り証書を差し入れるものとします。

第22条（危険負担、免責条項等）

1. 銀行に差入れた約定書が事変、災害等やむを得ない事情によって紛失、滅失または損傷した場合には、銀行の帳簿、伝票等の記録にもとづいて債務を弁済するものとします。
2. 本取引において支払請求書、諸届、その他の書類に使用された印影（または暗証）を届出の印鑑（または暗証）と相当の注意をもって照合し相違ないものと認めて取扱っ

たときは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、銀行は責任を負いません。

第23条（提出書類等）

本取引に関連して借主が銀行ホームページの申込画面または専用ホームページにおいて入力したデータ、銀行に提出した申込書その他一切の書類等は、本契約が借主との間で成立しなかった場合または本契約が終了した場合であっても返還されず、銀行がこれらを破棄しても、借主は何ら異議を述べません。

第24条（届出事項およびみなし到達規定）

1. カードや印章を失ったとき、または印章、氏名、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって銀行に届出るものとします。この届出の前に生じた損害については、銀行は責任を負いません。
2. 借主が住所変更の届出を怠る、あるいは借主が銀行からの請求を受領しないなど、借主が責任を負わなければならない事由により銀行からの請求が延着しまたは到達しなかった場合は、通常到達すべきときに到達したものとみなします。

第25条（成年後見人等の届出）

1. 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって当行へ届出るものとします。
2. 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がなされた場合には、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書面によって当行へ届出るものとします。
3. すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がなされている場合にも、前2項と同様に届出るものとします。
4. 前3項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様に届出るものとします。
5. 前4項の届出の前に生じた損害については、銀行は責任を負わないものとします。

第26条（解約時債権書類の取扱い）

本件契約にかかる書類について、返却されないことに同意します。

第27条（準拠法・管轄裁判所の合意）

1. この契約およびこの契約に基づく借主と銀行の間の諸取引の契約準拠法は、日本法とします。
2. この契約に関し紛争を生じたときは、銀行の本店所在地の裁判所を管轄裁判所とすることに合意します。

第28条（報告および調査）

1. 借主は、銀行が債権保全上必要と認めて請求をした場合には、借主の信用状態について直ちに報告し、また調査に必要な便益を提供するものとします。
2. 借主は、借主の信用状態について重大な変化を生じたとき、または生じるおそれのあるときは、銀行に対して直ちに報告するものとします。

第29条（住民票等の取得の同意）

借主は、債権保全等の理由で銀行が必要と認めた場合、銀行が借主の住民票の写し等を取得することに同意します。

第30条（債権譲渡）

借主は、銀行が将来この契約による債権を他の金融機関等に譲渡（以下本条においては信託を含む。）することおよび銀行が譲渡した債権を再び譲り受けることをあらかじめ承諾するものとします。

第31条（規定の変更）

1. この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
2. 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以上

令和 3 年 11 月 15 日制定

〔東日本銀行キャッシュカード規定（ホームカードⅡ用）〕

1.（カードの利用）

カードローン「ホームカードⅡ」当座貸越契約にもとづく口座（以下「カードローン口座」という。）およびキャッシュカード（以下「カード」という。）は次の取引に利用することができます。

- (1) 株式会社東日本銀行（以下「銀行」という。）及び銀行がオンライン現金自動支払機の共同利用による現金支払業務を提携した金融機関等（以下「提携先」という。）の現金自動支払機（現金自動預入払出兼用機を含む。以下、「支払機」という。）を利用して現金を払出する方法により貸出を受ける場合（以下、貸出金の払出しを単に「引出し」という。）
- (2) 銀行及び提携先の現金自動預金機（現金自動預入払出兼用機を含む。以下、「預金機」という。）を使用して貸出金を返済する場合（以下、貸出金の返済を単に「入金」という。）
- (3) 銀行の自動振込機（振込を行うことができる現金自動預入払出兼用機を含む。以下「振込機」という。）を使用して振込資金をカードローン口座からの振替えにより引出し、振込の依頼をする場合
- (4) その他銀行所定の取引をする場合

2.（支払機による引出し）

- (1) 支払機を使用してカードにより貸出金を引出す場合には、支払機の画面表示等の操作手順に従って、支払機にカードを挿入し、届出の暗証及び金額を正確に入力してください。この場合、銀行所定の請求書の提出は必要ありません。
- (2) 支払機による引出しは、支払機の機種により銀行または提携先所定の金額単位とし、1 回あたりの引出しは、銀行または提携先所定の金額の範囲内とします。なお、1 日あたりの引出しは銀行所定の金額の範囲内とします。
- (3) 支払機により引出す場合、引出し金額と第 5 条第 1 項および第 3 項の自動機利用手数料金額との合計額が引出すことのできる金額を超えるときは、その引出しはできません。

3.（預金機による入金）

- (1) 預金機を使用して入金する場合には、預金機の画面表示等の操作手順に従って、預金機にカードを挿入し、現金を投入して操作してください。
- (2) 預金機による入金は、預金機の機種により銀行または提携先所定の種類の紙幣及び

硬貨に限ります。また、1 回あたりの入金は銀行または提携先所定の枚数による金額の範囲内とします。

4. (振込機による振込)

振込機を使用して振込資金をカードローン口座からの振替えにより引出し、振込の依頼をする場合には、振込機の画面表示等の操作手順に従って、振込機にカードを挿入し、届出の暗証その他所定の事項を正確に入力してください。この場合における引出しについては、銀行所定の請求書は必要ありません。

5. (自動機利用手数料等)

- (1) 支払機を使用して引出す場合及び提携先の預金機を使用して入金する場合には、銀行及び提携先所定の支払機・預金機の利用に関する手数料（以下「自動機利用手数料」という。）をいただきます。
- (2) 自動機利用手数料は、引出し・入金時に、銀行所定の請求書なしで、その引出し・入金をしたカードローン口座から自動的に引落します。なお、提携先の自動機利用手数料は、銀行から提携先に支払います。
- (3) 振込手数料は、振込資金のカードローン口座からの引出し時に、銀行所定の請求書なしで、その引出しをしたカードローン口座から自動的に引落とします。

6. (支払機・預金機の故障時等の取扱い)

- (1) 停電・故障等により当行の ATM による取扱いができない場合には、窓口営業時間内に限り、当行本支店の窓口でカードにより入金することができます。なお、提携先の窓口では、この取扱いはしません。
- (2) 前項による入金を行うときは、銀行所定の用紙に氏名及び金額を記入のうえ、カードとともに提出してください。
- (3) 停電、故障等により当行の支払機による取扱いができない場合には、窓口営業時間内に限り、当行が支払機故障時等の取扱いとして定めた金額を限度として当行本支店の窓口でカードにより引出しすることができます。なお、提携先の窓口では、この取扱いはしません。
- (4) 前項による引出しをする場合には、当行所定の払戻請求書に氏名および金額を記入のうえカードとともに提出してください。届出の暗証一致を確認のうえ取扱いをいたします。
- (5) 停電、故障等により当行の支払機による取扱いができない場合には、窓口営業時間内に限り、前2項によるほか振込依頼書を提出することにより振込の依頼をすることができます。

7. (カードの紛失・届出事項の変更等)

- (1) カードを失った場合には、直ちに本人から書面によって取引店に届出てください。この届出を受けたときは、直ちにカードによる引出し停止の措置を講じます。この届出の前に生じた損害については、銀行は責任を負いません。
- (2) 前項の届出の前に、カードを失った旨電話による通知があった場合にも、前項と同様とします。なお、この場合にも、すみやかに書面によって取扱店に届出てください。
- (3) 氏名、暗証その他の届出事項に変更があった場合には、直ちに本人から書面によって取扱店に届出てください。この届出の前に生じた損害については、銀行は責任を負いません。
- (4) カードを失った場合のカードの再発行は、銀行所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。
- (5) カードを再発行する場合には、銀行所定の再発行手数料をいただきます。

8. (暗証照合等)

- (1) カードは他人に使用されないよう保管してください。また、暗証は他人に知られないようにしてください。
- (2) 銀行が、カードの電磁的記録によって、支払機または振込機の操作の際に使用されたカードを銀行が交付したものとして処理し、入力された暗証と届出の暗証との一致を確認して引出しをしたうへは、カードまたは暗証につき偽造、変造、盗用その他の事故があっても、そのために生じた損害については、銀行及び提携先は責任を負いません。ただし、この引出しが偽造カードによるものであり、カード及び暗証の管理について借主の責に帰すべき事由がなかったことを銀行が確認できた場合の銀行の責任については、このかぎりではありません。
- (3) 銀行の窓口においてカードを確認し、銀行所定の請求書、諸届その他の書類に使用された暗証と届出の暗証との一致を確認のうえ取扱った場合にも前項と同様とします。

9. (預金機・支払機・振込機への誤入力等)

預金機・支払機・振込機の使用に際し、金額等の誤入力により発生した損害については、銀行は責任を負いません。なお、提携先の預金機・支払機を使用した場合の提携先の責任についても同様とします。

10. (解約、カードの利用停止等)

- (1) カードローン「ホームカードⅡ」当座貸越契約を解約する場合には、カードを取扱店に返却してください。また、カードローン「ホームカードⅡ」当座貸越契約によ

り、当座貸越契約が解約された場合にも同様に返却してください。

- (2) カードの改ざん、不正使用など銀行がカードの利用を不適當と認めた場合には、その利用をお断りすることがあります。この場合、銀行からの請求がありしだい直ちにカードを取扱店に返却してください。
- (3) 次の場合には、カードの利用を停止することがあります。この場合、銀行からの請求がありしだい直ちにカードを取扱店に返却してください。

①第 11 条に定める規定に違反した場合

②カードローン「ホームカードⅡ」当座貸越契約により、当座貸越契約が解約または停止された場合

1 1. (譲渡・質入れの禁止)

カードは他人に譲渡、質入れ、その他第三者の権利を設定してはならず、また、他人に貸与、占有または使用させることはできません。

1 2. (約定の適用)

この規定に定めない事項については、カードローン「ホームカードⅡ」当座貸越契約の各条項により取扱います。

1 3. (規定の変更)

- (1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、変更内容を記載した店頭掲示またはホームページ掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以上